

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱

〔農林水産事務次官依命通知〕
〔平成30年3月30日29林政政第893号〕
最終改正：令和5年3月30日付け4林政政第503号

(通則)

第1 カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するために都道府県、市町村（以下「地方公共団体」という。）及び民間団体等が行う事業に対する、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の趣旨)

第2 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。

(対策の内容)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体及び民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費等」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。

2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

(1) 林業・木材産業循環成長対策

- ① 林業・木材産業生産基盤強化対策
- ② 再造林低コスト化促進対策

(2) 木材の安定供給・利用拡大対策

- ① 建築用木材供給・利用強化対策
 - ア 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
 - イ C L T・L V L等の建築物への利用環境整備事業
- ② 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 非住宅建築物等木材利用促進事業
 - イ 「地域内エコシステム」展開支援事業
 - ウ 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
 - エ 「クリーンウッド」実施支援事業
 - オ 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

- (3) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
 - ① 経営モデル実証事業
- (4) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 - ① 国民参加の植樹等の推進
 - ア 国民参加による植樹等の推進対策
 - イ 全国規模の緑化運動の促進
 - ② 「木づかい運動」の促進
- (5) 林業・木材産業金融対策
 - ① 林業施設整備等利子助成事業
 - ② 林業信用保証事業
 - ア 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
 - イ 保証活用支援事業
 - ウ 木材産業等高度化推進資金事業
 - エ 経営改善発達支援事業

- 3 補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。
- 4 第3第2項(1)の事業(再造林低コスト化促進対策のうち優良種苗生産推進対策を除く。)については、林野庁長官が別に定めるところにより、災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとし、事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第4 別表1の区分の欄に掲げるIからVまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Iの1から3までの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 大臣等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助

金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 民間団体等は、補助事業等の一部を第三者に委託する場合は、大臣等にあらかじめ届け出なければならない。
 - 2 民間団体等は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 民間団体等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第10 補助事業者等は、第7第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第11 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額等の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額等の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。
- 3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第13 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号によ

る遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第14 補助事業者等は、別表1に掲げる事業遂行状況報告書作成時点において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、別表1に掲げる事業遂行状況報告書提出期限までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を大臣等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
 - 3 第1項による報告のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第15 補助事業者等は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）に提出しなければならない。

ただし、施設整備事業について第4・四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

 - 2 補助事業者等は、概算払により間接補助事業等に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者等に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない）。
 - 2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。
 - 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合で

あっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

- 第17 大臣等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。
- 2 大臣等は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

- 第18 大臣等は、日本国外における補助事業等の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金等を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者等に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者等は、補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第1項による実績報告書において、補助金額等から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者等は、補助事業等完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第3項に準じて大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第19 補助事業者等は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第20 大臣等は、第11第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者等が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者等が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行

為をした場合

- (4) 間接補助事業者等が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を間接補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第21 補助事業者等は、補助対象経費等（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 補助事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第23 補助事業者等は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該

事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第24 補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する決算期の最初の日から起算して5年が経過する日までに、補助事業等により商品化された製品の販売等によって相当の収益を生じたときは、林野庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者等に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣等が認定したときは、林野庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金等の経理)

- 第25 補助事業者等は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金等調書)

- 第26 地方公共団体は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第27 民間団体等が行う補助事業の交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、林野庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

- 第28 補助事業者等は、間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(4)に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者等の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこ

と。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。
 - (4) 補助金等により財産を取得した間接補助事業者等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
 - (5) 市町村以外の間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」（別記様式第11号）を添付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、間接補助事業者等に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者等は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者等は、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。
- 7 補助事業者等は、間接補助事業等に関して、間接補助事業者等から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による事業遅延の報告、第14の規定による状況報告、第15の規定による概算払請求、第16第1項の規定による実績報告、第16第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第22第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者等に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。

4 補助事業者等が第1項の規定によりシステムを利用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定める利用規約に従わなければならない。

（指導等）

第30 大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者等に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（その他）

第31 本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。

2 本要綱の施行前に次に掲げる交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行う事とされている報告等については、なお従前の例による。

（1） 次世代林業基盤づくり交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林政政第174号農林水産事務次官依命通知）

（2） 森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成27年4月9日付け26林整森第227号農林水産事務次官依命通知）

（3） 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22林政経第224号農林水産事務次官依命通知）

（4） 林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22林政企第65号農林水産事務次官依命通知）

附 則

1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 優良種苗低コスト生産推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27林整整第768号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、この通知の施行前に同要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1

区 分	経 費	事業 実施主体	補助率等		重要な変更		事業遂行状況報告書	
			国	補助事 業者等	経費の配分 の変更	事業内容 の変更	作成 時点	提出 期限
I 林業・木材産業循環成長 対策 1 森林整備・林業等振興 整備交付金 2 森林整備・林業等振興 推進交付金 3 優良種苗生産推進対策	I の 1 及び 2 の経費の取扱いについては 別表 2 による。	同左	同左	同左	同左	同左	交付決定の あった年度 の 9 月 30 日 現在	交付決定の あった年度 の 10 月 31 日 まで
(1) 指定採取源の拡大	花粉症対策品種等の種穂の採取地を新た に指定採取源に指定するために実施する遺 伝子調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事 業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日付 け 47 林野政第 640 号農林水産事務次官依命 通知。以下「林業関係交付要綱」という。） による。	都道府県	林業関 係交付要 綱によ る。	同左	同左	同左	同左	同左
(2) エリートツリー等の 原種増産技術の開発	優良な種苗の確保及び供給拡大を図るた め、エリートツリー等の増産技術の開発に 要する次の経費 1 増殖技術の最適化と施設型採種園の管 理技術の開発に要する経費 2 無花粉スギの生産・増殖効率の改善に 要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の 1 及び 2 ま でに掲げる 経費間の 30%を超え る増減	経費の欄の 1 及び 2 ま でに掲げる 経費の新設 又は廃止	交付決定の あった年度 の 12 月 31 日 現在	交付決定の あった年度 の 1 月 31 日 まで
(3) 採種園等の造成・改 良等	1 及び 2 に掲げる事業内容に応じ、それ ぞれ 1 及び 2 に定める経費 本経費の取扱いについては、林業関係交 付要綱による。 1 採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改	都道府県、 都道府県知	林業関 係交付要	同左	同左	同左	同左	同左

	良及び機能向上に要する経費	事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、農業協同組合、農協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	綱による。					
	2 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
(4) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 1 施設型モデル採種園の整備に要する経費 2 多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(5) 山取り採穂の推進	特定苗木を植栽した造林地を穂木の採取源にするために必要な調査、植栽区域の明示、標識の設置等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左

<p>(6) 苗木生産技術の向上等</p>	<p>苗木生産技術の向上等を図るために必要な次の経費 1 コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施に要する経費 2 コンテナ苗生産に新規参入後間もない事業者を対象とした研修会の実施に要する経費 3 コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施に要する経費 4 造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施に要する経費 5 苗木被害の早期診断等の実施に要する経費 6 その他研修会の実施等に要する経費 7 種苗の需給情報等を共有する取組に要する経費</p>	<p>町村、森林所有者、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等</p> <p>民間団体</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1から7までに掲げる経費の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から7までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
<p>II 木材の安定供給・利用拡大対策</p> <p>1 建築用木材供給・利用強化対策</p> <p>(1) 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業</p>								

① 都市における木材需要の拡大	<p>都市の木造化を推進する工務店等の登録・公表及び都市部を中心とした木質建築資材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材等）を用いた建築物の建築の実証に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係経費 2 都市における木材需要の拡大の取組の助成に係る経費 	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
② 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化等の技術開発・普及啓発	<p>大径化した原木等を活用した、高付加価値製品（内装材等）の開発や加工・乾燥等の技術開発・普及、設計合理化手法の開発・普及等に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 製品・技術の試験及び分析に係る経費 3 技術の普及活動の実施に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費 	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
③ 顔の見える木材供給体制構築事業	<p>森林経営の持続性が担保された木材の安定需要獲得に向けた取組を含む、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材安定供給体制の構築に資する、地域等における課題解決の取組や、輸入木材の動向など国内の需給状況に影響を及ぼす情報の川上から川下まで幅広い関係者間での迅速な共有等に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 取組の実施に必要な経費の助成に係る経費 3 需給情報の収集・共有体制の構築に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費 	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
④ 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及	<p>非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化、ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応やリフォーム等による長寿命化に向けて、建築物にお</p>	民間団体等	定額 ただし、2の建築費の助成は3/10	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

	ける実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 実証事業に係る建築費及び技術開発費の助成に係る経費 3 大学等と連携した技術の普及に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費					減			
⑤ 木材加工流通体制強化支援事業									
ア 木材加工設備導入等利子助成	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成に要する次の経費 1 設備導入資金助成費 2 安定供給体制構築資金助成費 3 支援対象選定事務費	民間団体等	定額	—	経費の欄に掲げる1又は2の経費から3の経費への増	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の9月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで	
イ 木材加工設備等リース導入支援	導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るための、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入に要する次の経費 1 助成費 2 支援対象選定等事務費	民間団体等	定額	—	経費の欄に掲げる1の経費から2の経費への30%を超える増	1 事業費の30%を超える増減 2 補助事業者の変更	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
ウ 作業安全強化促進支援事業	木材産業の作業安全強化対策を行うのに要する次の経費 1 作業安全活動促進に要する経費 2 作業安全の普及に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(2) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業									
① CLTを活用した	CLTを用いた建築物や街づくりの取組	民間団体等	定額	—	経費の欄の	経費の欄の	交付決定の	交付決定の	

先駆的な建築物の建設等支援	及びCLT製造企業との連携による寸法の標準化等を通じたCLTを低コストで安定的に供給するためのモデル的な取組等における設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 実証に係る設計費・建築費の助成に係る経費 3 協議会が取り組む普及活動等への助成に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	ただし、2設計費・建築費の助成は3/10（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）	1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	あった年度の12月31日現在	あった年度の1月31日まで		
② CLT建築物等の設計者等育成	CLT建築物等の設計者等の育成・サポートを行う取組に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 育成事業等の実施に係る経費 3 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
③ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等	中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、CLT等の土木分野への利用、低コスト化の推進の取組、標準的な木造化モデルの作成等のCLT等の建築物の設計の合理化や容易化に向けた取組とその成果の普及、基準合理化も含めた建築用木材の品質確保に向けた取組に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 製品・技術の試験、分析及び検証等に係る経費 3 技術の普及活動の実施に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
2 木材需要の創出・輸出強化対策								

<p>(1) 非住宅建築物等木材 利用促進事業</p>	<p>① 木の建築物の効果 検証・発信</p> <p>非住宅建築物の木質化を促進するため、店舗等施設の内外装の木質化による利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等を通じて、木の効果を見える化する取組に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置・運営に要する経費 2 内外装の木質化による利用者の生産性向上や経済面への影響の効果を実証する取組への助成等に要する経費 3 既存情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化の検討に要する経費 4 普及資料の作成・発信及び報告書作成に要する経費 	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
<p>② 地域における非住宅木造建築物整備推進 ア 地域における取組推進</p>	<p>地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造建築物等の整備を行おうとする地域協議会、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者から成る団体及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対して行う、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提案公募・審査・選定に係る経費 2 技術支援等に係る経費 3 木造化等の特徴的な取組の分析・地域間の連携を促進するためのツールの作成等に係る経費 	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>

イ 工務店等支援体制の構築	<p>4 成果報告会開催等の普及活動・報告書作成に係る経費</p> <p>地域での木造建築物整備を担う工務店等の支援体制の構築に向けた取組等に要する次の経費</p> <p>1 ワーキンググループ等の設置・運営に係る経費</p> <p>2 工務店等支援体制の実証の取組に要する経費</p> <p>3 普及資料等の作成に要する経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
<p>(2) 「地域内エコシステム」展開支援事業</p> <p>① 「地域内エコシステム」モデル構築事業</p> <p>ア 実施計画策定支援</p>	<p>「地域内エコシステム」の導入に係る合意形成が完了している地域の協議会における実施計画策定に対する支援に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>2 「地域内エコシステム」の実実施計画策定のために必要な調査、研修、情報提供、指導・助言等に係る経費</p> <p>3 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及に係る経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業	<p>「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）に関する技術開発・改良、実証等に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>2 試作装置の設計・製作・改良に係る経費</p> <p>3 実証試験・分析に係る経費</p> <p>4 事業報告書の作成に係る経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
ウ 「地域内エコシステム」技術開発等支援事業	<p>イの事業を実施する事業者に対する指導・助言の実施や、成果の普及等に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

	<p>2 イの事業の事業実施主体に対する、技術面、安全面、関係法令の遵守、進捗管理等に関する指導・助言に係る経費</p> <p>3 成果の普及啓発に係る経費</p>				30%を超え る増減	又は廃止		
② 「地域内エコシステム」リビングラボ事業								
ア リビングラボ体制構築・運用支援	<p>「地域内エコシステム」の普及のためのプラットフォーム（リビングラボ）の構築・運用に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>2 事業の報告書の作成及び成果の普及啓発に係る経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
イ 情報プラットフォーム構築支援	<p>「地域内エコシステム」に取り組む上で有効な基礎的情報を提供するプラットフォームの構築に要する次の経費</p> <p>1 木質バイオマスのエネルギー利用に関する基礎的情報を提供するポータルサイトの設置・運営に係る経費</p> <p>2 木質バイオマスのエネルギー利用に関する相談窓口の設置・運営に係る経費</p> <p>3 木質バイオマスボイラー設備等のメーカーやスペック等の情報を収集する調査に係る経費</p> <p>4 「地域内エコシステム」の先行事例の調査・分析に係る経費</p> <p>5 「地域内エコシステム」の推進に資する次の調査に係る経費</p> <p>(1) 燃料材サプライチェーン実態調査</p> <p>① 発電利用に供する木質バイオマスの証明ガイドラインの適切な運用に向けた説明会、事例調査に係る経費</p> <p>② 燃料材の需給情報の収集・分析・提供に係る経費</p> <p>(2) 木質バイオマス燃料の安定供給システム構築に関する調査</p> <p>① 未利用材や林地残材の効率的な収集・運搬システム構築や新たな供給源開拓に向けた調査に係る経費</p>	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から5までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から5までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

	(3) ZEB/ZEHにおける木質バイオマス利用の可能性調査 ① ZEB/ZEHにおける木質バイオマスエネルギー利用の位置づけの整理やコスト面を含む課題等の調査に係る経費								
ウ 交流プラットフォーム構築支援	「地域内エコシステム」構築のノウハウの地域間での共有や技術・人材のマッチングのための研修会、交流会等の機会を提供するプラットフォームの構築に要する経費	民間団体等	定額	—	—	経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
エ 実践サポートプラットフォーム構築支援	「地域内エコシステム」構築のための計画作り等に取り組む地域等に対して、専門的な観点から分析や助言等を提供するプラットフォームの構築に要する経費	民間団体等	定額	—	—	経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
③ 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業	木質バイオマス利活用施設等の整備等に必要資金の借入れに係る利子助成に要する次の経費 1 利子助成事務に係る経費 2 木質バイオマス利活用施設等の整備等に必要資金の利子助成に係る経費	特定非営利活動法人活木活木ネットワーク	定額	—	経費の欄に掲げる2の経費から1の経費への流用	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業									
① 木材製品輸出産地育成	木材製品輸出産地育成に係る以下の経費 1 木材輸出産地の募集・選定に係る経費 2 選定した木材輸出産地への支援に係る経費 3 国内でのセミナー、展示会開催にかかる経費 4 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	—	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
② 日本式木造建築物等技術者育成	日本式木造建築物等技術者育成に係る以下の経費 1 海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費 2 国内における木造技術研修会の開催に	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	

	<p>に係る経費</p> <p>③ 企業連携型木材製品輸出促進</p> <p>企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定に係る経費 2 選定したモデル・実証的な取組への支援に係る経費 3 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費 							
<p>(4) 「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認の能力強化</p> <p>① 事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発</p>	<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進のため、木材関連事業者、素材生産業者等に対する研修等の実施、業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者等への普及啓発に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合法性確認のための研修の実施に係る経費 2 関係者との意見交換会の開催に係る経費 3 消費者等への普及啓発に係る経費 4 事業報告書の作成に係る経費 	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
<p>② 業種・品目別の合法性確認手引き作成</p>	<p>木材関連事業者による合法性確認（デュエリジェンス）のための業種・品目別の手引き作成に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業種・品目別の合法性確認手引き作成に係る経費 2 事業報告書の作成に係る経費 	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
<p>(5) 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業</p>	<p>国産特用林産物の国際競争力強化を図るために要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産特用林産物の需要拡大・生産性向上に係る経費 2 国産特用林産物の競争力の強化に係る経費 	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>—</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>

	(1) 国産特用林産物の輸出促進に向けた情報収集・連携強化に係る経費 (2) 知的財産に係る課題解決に向けた実証に係る経費							
Ⅲ 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 経営モデル実証事業	新たな技術を導入して経営モデル実証を行うのに要する次の経費 1 有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施に要する経費 2 実証事業を行う共同体への助成に要する経費 3 実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施に要する経費	民間団体等	定額	— 定 額 、 2/9、2/3 —	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
Ⅳ カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 1 国民参加の植樹等の推進 (1) 国民参加による植樹等の推進対策 (2) 全国規模の緑化運動の促進 2 「木づかい運動」の促進	以下の取組に要する経費 1 企業・NPO等の森林づくりのサポート体制構築に向けた経費を補助する経費 2 企業・NPO等の森林づくりに係る情報の発信、地域間の連携等ネットワーク化に係る経費 全国規模の緑化運動の促進を行うのに要する次の経費 1 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催に係る経費 2 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施に係る経費 以下の取組に要する経費 1 優れた地域材製品等の普及・展開に係る経費	民間団体等 民間団体等	定額 定額	— —	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減 —	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止 経費の欄に掲げる経費の新設又は	交付決定のあった年度の12月31日現在 交付決定のあった年度の12月31日	交付決定のあった年度の1月31日まで 交付決定のあった年度の1月31日まで

					廃止	現在	まで
	2 各種メディアやイベントを活用した普及啓発に係る経費 3 木製品の付加価値情報の表示手法の展開に係る経費 4 木材利用の意義の整理・発信に係る経費 5 木育活動の促進に係る経費						
V 林業・木材産業金融対策							
1 林業施設整備等利子助成事業	以下の取組に要する経費 1 林業施設整備等利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が行う森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等に必要資金の借入れ、民間事業者が効率的かつ安定的な経営管理のために行う木材の生産量の増加若しくは生産性の向上、原木の安定供給・流通の合理化等に必要資金の借入れ、自然災害の被害等を受けた林業者等が行う造林地、林道、林業施設等の復旧・復興若しくは資金繰りに必要資金の借入れ又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）若しくはコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者（個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）が独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を活用して行う林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金の借入	全国木材協同組合連合会	定額	—	経費の欄の（1）に掲げる経費から（2）に掲げる経費への流用	経費の欄の（1）及び（2）に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在 交付決定のあった年度の1月31日まで

	<p>れについて利子助成を実施するのに要する次の経費</p> <p>(1) 利子助成事業費</p> <p>(2) 利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費</p>							
	<p>2 地域材利用促進利子助成事業</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費</p> <p>(1) 利子助成事業費</p> <p>(2) 利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費</p>	全国木材協同組合連合会	定額	—	経費の欄の(1)に掲げる経費から(2)に掲げる経費への流用	経費の欄の(1)及び(2)に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	<p>3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業</p> <p>木材価格の下落により影響を受けた林業者等が競争力強化のための経営基盤整備に取り組むのに必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費</p> <p>(1) 利子助成事業費</p> <p>(2) 利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費</p>	全国木材協同組合連合会	定額	—	経費の欄の(1)に掲げる経費から(2)に掲げる経費への流用	経費の欄の(1)及び(2)に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
2 林業信用保証事業	本経費の取扱いについては林業信用保証事業交付金実施要綱(平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知)による。	独立行政法人農林漁業信用基金	定額	—	—	—	—	—
(1) 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業								
(2) 保証活用支援事業								
(3) 木材産業等高度化推進資金事業								
(4) 経営改善発達支援事業								

別表2

区 分	経 費	事業 実施主体	国 庫 交 付 率	重要な変更
				経費の配分 の変更
I 林業・木材 産業生産基盤 強化対策	区分の欄の1の(1)～(7) の事業を実施するのに要する次 の経費			区分の欄の 1の(1)～ (7)にお ける経費の 皆増又は皆 減
1 森林整備 ・林業等振 興整備交付 金	1 事業費 本要綱に基づいて林業・木 材産業循環成長対策交付金実 施要領（令和5年3月30日付 け4林政経第899号林野庁長官 通知）（以下「要領」とい う。）別表1のIに掲げる事 業を行うのに要する経費 2 附帯事業費 区分の欄の(3)～(7) についてのみ、附帯整備の効 果的かつ円滑な実施を図るた めに必要となる調整活動、新 たなマーケットの開拓並びに 実践的知識及び技術の習得活 動等の実施に要する経費 3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係 る事業の実施の指導監督等 を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る 事業の実施に関し、指導監 督等に要する経費に対し、 都道府県が交付する場合に おける当該交付に要する経 費		区分の欄の1の(1)～ (7)のとおり 定額（1/2以内） 定額（1/2以内）	
(1) 間伐材 生産	(1) 間伐材生産 (2) 関連条件整備活動	都道府県、市 町村、森林整 備法人等及び 選定経営体	定額（林野庁長官が別に定 める基準に基づき都道府県 知事が定めるものとする）	
(2) 路網整 備・機能 強化	(1) 林業専用道（規格相当）の 整備 (2) 森林作業道の整備 (3) 林道等の機能強化 (4) 森林作業道の機能強化 (5) 林業専用道（規格相当）の 復旧	都道府県、市 町村、森林整 備法人等及び 選定経営体	(1)・(2)については、定額 （林野庁長官が別に定める基 準に基づき都道府県知事が定 めるものとする） (3)～(5)については、1/2 以内	
(3) 高性能 林業機械 等の整備	(1) 林業機械作業システム整備 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 附帯事業（(1)から(3)まで	都道府県、市 町村、森林整 備法人等、選 定経営体、新	(1)については、定額 (1/3以内) ただし、(1)のうち、林業 用四輪駆動ダンプトラック	

	の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	たに造林事業を開始する者及び広域利用林業機械の整備を実施するもの(林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)に限る。)	にあっては定額(1/4以内)、スイングヤード、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等にあっては定額(4/10以内)、実践体制評価を受け評定されているなどの場合、新たに造林事業を開始する者にあっては定額(1/2以内) (2)~(4)については、定額(1/2以内)
(4) 木材加工流通施設等の整備	1 木材加工流通施設整備 2 森林バイオマス等活用施設整備	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	定額(1/2以内) ただし、木材集出荷用機械(原木輸送用トラック)の導入にあたっては、定額(1/3以内)
(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備	1 未利用間伐材等活用機材整備 2 木質バイオマス供給施設整備 3 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	1については、定額(1/2以内) 2については、定額(1/3、15/100以内) 3については、定額(1/3以内) ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額(1/2、1/3以内)
(6) 特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法	定額(1/2以内)

(7) 木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	人、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	<p>都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体</p> <p>定額（1/2以内） ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）</p>	区分の欄の2の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減
2 森林整備・林業等振興推進交付金	本要綱に基づいて行う事業に要する経費	市町村、選定経営体等	定額	区分の欄の2の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減
(1) 森林整備地域活動支援対策 ① 森林経営計画作成促進 ② 森林境界の明確化 ③ 森林所有者の探索 ④ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の探索及び特定、森林境界の明確化	市町村、選定経営体等	定額	区分の欄の2の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減
(2) 山村地域の防災・減災対策	山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害	都道府県	定額（1/2以内）	区分の欄の2の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減

	発生時における協力体制の整備		
(3) 森林資源保全対策 ① 森林資源保護の推進 ② 森林環境保全の推進	森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）	都道府県、市町村、森林組合、森林所有者又は関係都道府県知事が適当と認めた者等	定額（1/2以内）
(4) 林業の多様な担い手の育成 ① 持続的な林業経営の確立 ② 出荷ロットの大規模化等の推進 ③ 人材の確保・育成・定着 ④ 新たに造林事業を開始する者等の育成 ⑤ 労働安全の確保 ⑥ 特用林産物の担い手の育成	選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、造林事業を開始又は自伐型林業等の推進のための必要な研修及び資機材の整備、林業労働災害防止のための研修、特用林産物の生産技術向上や生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修等	都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等	定額（1/2以内）
(5) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	林業機械導入	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林	定額（リース物件価格の1/4、1/3、4/10、1/2以内）

		組合連合会、特認団体に限る。)		
II 再造林低コスト化促進対策				
1 森林整備・林業等振興整備交付金	<p>区分の欄の1の(1)・(2)の事業を実施するのに要する次の経費</p> <p>1 事業費 本要綱に基づいて要領別表1のIIに掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費 区分の欄の1の(2)についてのみ、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>		区分の欄の1の(1)・(2)のとおり	区分の欄の1の(1)・(2)における経費の皆増又は皆減
(1) 低コスト再造林対策	(1) 低コスト造林の支援 (2) 機械器具の整備 (3) 関連条件整備活動	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体、森林所有者	定額 (1/2以内)	
(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) コンテナ苗生産基盤施設等 (2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 (3) 普通苗生産基盤施設等	都道府県、市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する	定額 (1/2以内)	

		特別措置法 (平成20年法律第32号) 第9条第1項 に基づく認定 を受けた認定 特定増殖事業 者及びその認 定を受ける見 込みの者、そ の他都道府県 知事等が認め る団体等	
--	--	--	--

別記様式第1号-1（第5関係）

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
- 5 次回申請予定日

（注）1 「事業内容及び経費の配分」の記載は、様式I-1によること。

2 「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。

3 第5第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

4 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式I-2を添付すること。

5 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「5 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。

様式 I - 1

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 { の内容及び経費の配分総括表 }
成績書

※ 該当する報告書名を記載

(単位：円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
			交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金							
森林整備・林業等振興推進交付金							
合 計							

(注) 様式 I - 1 - アを添付すること。

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分 ①～④	実施 市町村 名	事業 実施主 体	数値	呼称 単位	事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考
							交付 金 (A) 円	都道 府県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
間伐材生産	間伐材生産												m ³
	小計												
	関連条件整備活動 (具体 名)												
	小計												
間伐材生産計													
路網整備・機能強化	林業専用道 (規格相当) の 整備 (A区分)												
	林業専用道 (規格相当) の 整備 (B区分)												
	林業専用道 (規格相当) の 整備 (C区分)												
	林業専用道 (規格相当) の 整備計												
	補強												
	補強計												
	点検診断												
	点検診断計												
	森林作業道の整備												
	森林作業道の整備計												
	機能強化 (単独型)												
	機能強化 (一体型)												
	林道等の機能強化計												
	森林作業道の機能強化												
	森林作業道の機能強化計												
林業専用道 (規格相当) 復 旧													
林業専用道 (規格相当) 復 旧計													
路網整備・機能強化計													
高性能林業機械等の整備													
林業機械作業システム整 備													
林業機械作業システム整 備計													
効率化施設整備													
効率化施設整備計													
活動拠点施設整備													
活動拠点施設整備計													
高性能林業機械等の整備計													
木材加工流通施設等の整備													
木材加工流通施設整備													
木材加工流通施設整備計													
森林バイオマス等活用施 設整備													
森林バイオマス等活用施 設整備計													
木材加工流通施設等の整備計													
木質バイオマス利用促進施設 の整備													
未利用間伐材等活用機材 整備													
未利用間伐材等活用機材 整備計													
木質バイオマス供給施設 整備													
木質バイオマス供給施設 整備計													
木質バイオマスエネルギー 利用施設整備													
木質バイオマスエネルギー 利用施設整備計													
木質バイオマス利用促進施設 の整備計													
特用林産物活用施設等整備													
特用林産物活用施設等整備計													
木造公共施設整備													
木造公共施設整備計													

低コスト再造林対策	一貫作業システム													
	低コスト造林													
	下刈り													
	小計													
	機械器具の整備（具体名）													
	小計													
	関連条件整備活動（具体名）													
小計														
低コスト再造林対策計														
コンテナ苗生産基盤施設等の整備														
コンテナ苗生産基盤施設等の整備計														
合計														

- 注：1 本事業費明細は、成績書（様式 I-1）の付表として添付すること。
- 2 「工種又は施設区分」の欄は、要領別表 1 に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
- 3 要領別表 1 に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1 件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
- 4 「工期」の欄は、要領別表 1 に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
- 5 間伐材生産の備考欄に間伐材生産量を記載すること。
- 6 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

区分	メニュー	実施内容	事業実施 主体	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				事 業 期 間		備 考
					交付金 (A) 円	都道府県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
森林整備地域活動支援対策											
合計			計								
山村地域の防災・減災対策											
合計			計								
森林資源保全対策											
合計			計								
林業の多様な担い手の育成											
合計			計								
林業経営体育成対策（林業 機械リース支援）											
合計			計								
総 計											
うち地域提案											
総 計											

- 注：1 本事業費明細は、成績書（様式 I - 1）の付表として添付すること。
 2 メニューについては、要領別表 2 に定める事項を記載すること。
 3 要領別表 1 については、本要綱の別表 2 及び要領別表 2 を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。
 4 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案型である旨記載すること。
 5 事業実施主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 * 行については、適宜加除のこと。

様式 I - 2

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 交付金名

- 2 事業実施主体

- 3 担保施設の概要
 - (1) 名称（施設名）
 - (2) 所在地
 - (3) 構造・規模等
 - (4) 総事業費と負担区分

- 4 借入れの概要
 - (1) 借入先
 - (2) 制度融資名
 - (3) 資金区分
 - (4) 借入額
 - (5) 償還期間

- 5 その他参考となる事項
 - (1) 事業計画書（要領第 2 の事業計画の担保対象施設）
 - (2) 償還予定表
 - (3) 利用する制度融資のパンフレット 等

〇〇年9月30日現在

区 分	計 画		遂行状況			支出総額 円	概算払受領済 額 円	備 考
	事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %			
森林整備・林業等振興整備交付金	間伐材生産							
	路網整備・機能強化							
	高性能林業機械等の整備							
	木材加工流通施設等の整備							
	木質バイオマス利用促進施設の整備							
	特用林産振興施設等の整備							
	木造公共建築物等の整備							
	低コスト再造林対策							
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備							
	小 計							
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策							
	山村地域の防災・減災対策							
	森林資源保全対策							
	林業の多様な担い手の育成							
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）							
小 計								
合 計								

様式第 I - 4

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額			精算額 (D)	差引増 △減額 (D)-(C)	備 考
	交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)			
森林整備・林業等振興整備交付金						
森林整備・林業等振興推進交付金						
合 計						

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増 △減額 (B)-(A)	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金				
森林整備・林業等振興推進交付金				
合 計				

注：1 間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載する。

2 国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 交付金精算書

(単位:円)

区分		交付率	交付金	精算事業費総額	交付率	精算交付金額	既受額	差引交付金	備考	
			交付決定額	額	%	(C)	交付金総額	未受額(返還)額		
			(A)	(B)	(C)/(B)	(C)	(D)	(C)-(D)		
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	間伐材生産								
		路網整備・機能強化								
		高性能林業機械等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		低コスト再造林対策								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		小計								
	附帯事業費	間伐材生産								
		路網整備・機能強化								
		高性能林業機械等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		低コスト再造林対策								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		小計								
	総事業費	間伐材生産								
		路網整備・機能強化								
		高性能林業機械等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		低コスト再造林対策								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		計								
	森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策								
		山村地域の防災・減災対策								
		森林資源保全対策								
林業の多様な担い手の育成										
林業経営体育成対策(林業機械リース支援)										
計										
合計										
うち	森林整備・林業等振興整備交付金									
地域提案分	森林整備・林業等振興推進交付金									

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
 2 本要綱の別表2のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※）に係る消費税仕入控除税額集計表

（都道府県名）

区 分	事業実施 主 体 名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入 控除税額	消費税 確 定 未 確 定	備 考
合 計									

※（ ）書きは、別表2の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「林業・木材産業生産基盤強化対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「再造林低コスト化促進対策」のみ記載すること。

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第16第2項及び第16第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別記様式1号-2 (第5関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び計画
3. 経費の配分及び負担区分 } 別紙のとおり
4. 事業の完了予定年月日：〇年〇月〇日
5. 添付書類：別添のとおり

- (注) 1 本申請書は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の区分の欄に掲げる事業ごとに作成すること。
- 2 「3. 経費の配分及び負担区分」の区分欄については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。
- 3 「5 添付書類」については、定款又は寄附行為とともに、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業名：優良種苗生産推進対策
エリートツリー等の原種増産技術の開発

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① 増殖技術の最適化と施設型採種園の管理技術の開発

実施時期	具体的な内容	備考

② 無花粉スギの生産・増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

事業名：優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① 施設型モデル採種園の整備

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

② 多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

事業名：優良種苗生産推進対策
苗木生産技術の向上等事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

② コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

③ コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施

実施時期	具体的な内容	備考

④ 造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑤ 苗木被害の早期診断等の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑥ その他研修会の実施等

実施時期	具体的な内容	備考

⑦ 種苗の需給情報等を共有する取組

実施事項	具体的な内容	備考

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
 都市における木材需要の拡大

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係 ① 企画運営委員会の開催 ② 利用拡大の呼び掛け、取組事業者及び実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表及び登録 ③ 取組事業者及び実証事業者の進行管理、指導監督、検査等 ④ 事業報告書の作成・公表及び成果の普及	○ 企画運営委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 具体的なスケジュール ○ 実施体制 ○ 事業の指導・進行管理方法 ○ 事業報告書の作成部数及び成果の普及方法		
イ 都市における木材需要の拡大の取組の助成			

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化等の技術開発・普及啓発

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<ul style="list-style-type: none">○ 委員会の構成員○ 開催回数及び開催時期○ 検討項目○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 製品・技術の試験及び分析	<ul style="list-style-type: none">○ 試験・分析項目と手法		
ウ 技術の普及活動の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 普及方法		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 作成部数○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

顔の見える木材供給体制構築事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討委員会の構成員 ○ 検討委員会の開催回数及び開催時期 ○ 検討委員会での検討項目 ○ 助成金交付等に関する規定の作成 ○ 助成対象者の選定方法 ○ 助成対象者への指導・進行管理方法 ○ 具体的なスケジュール 		
イ 取組の実施に必要な経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象者への助成 		
ウ 需給情報の収集・共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材の供給体制強化に向けた需給情報共有検討会の開催 		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作成部数 ○ 普及方法 		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 募集・選定方法 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 実証に係る建築費及び技術開発費の助成	<input type="checkbox"/> 実証内容 <input type="checkbox"/> 実証方法 <input type="checkbox"/> 分析方法		
ウ 大学等と連携した技術の普及	<input type="checkbox"/> 実施回数及び実施時期 <input type="checkbox"/> 実施内容		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
木材加工流通体制強化支援事業
木材加工設備導入等利子助成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 設備導入資金助成計画

区分	金額				備考
	補助率 1/2	補助率 2/3	全 額	合 計	
国庫補助金					
自己資金					
合 計					

(2) 補助対象職員配置計画

氏名	職名等	備考
合計 人		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
木材加工流通体制強化支援事業
木材加工設備等リース導入支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 助成費	○ 助成台数及び金額		
イ 支援対象選定等事務費	○ 審査委員会の開催回数及び時期 ○ 普及推進に向けた取組の具体的な内容		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
木材加工流通体制強化支援事業
作業安全強化促進支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	実施内容	実施期間	備考
ア 作業安全活動 促進に要する経 費			
イ 作業安全の普 及に要する経費			

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 募集・選定方法 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 実証に係る設計費・建築費の助成	<input type="checkbox"/> 実証内容 <input type="checkbox"/> 実証方法 <input type="checkbox"/> 分析方法		
ウ 協議会が取り組む普及活動等への助成	<input type="checkbox"/> 協議会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 協議項目		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
CLT建築物等の設計者等育成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<ul style="list-style-type: none">○ 委員会の構成員○ 開催回数及び開催時期○ 検討項目○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 育成事業等の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 実施内容○ 実施方法		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 作成部数○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 <input type="checkbox"/> 事業の指導・進行管理方法		
イ 製品・技術の試験、分析及び検証等	<input type="checkbox"/> 試験、分析及び検証方法と手法		
ウ 技術の普及活動の実施	<input type="checkbox"/> 普及方法		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	<input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 木の建築物の効果検証・発信

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置 ・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法 		
イ 内外装の木質化等の効果実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実証事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 ○ 実証の取組 ○ 支援内容 ○ 具体的スケジュール 		
ウ 情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な情報収集・整理・分析方法等 		
エ 普及資料の作成・発信及び報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及資料の作成、作成部数 ○ 普及方法 ○ 報告書作成部数 		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 地域における非住宅木造建築物整備推進
 地域における取組推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 提案公募・審査・選定	○ 委員会の構成、委員数 ○ 公募・審査・選定方法		
イ 技術支援等	○ 具体的な支援方法		
ウ 地域間連携促進ツール作成等	○ 取組事例の収集、分析内容 ○ 作成するツールの内容、成果物のイメージ ○ 相談窓口の体制・対応方法		
エ 成果報告会開催等の普及活動・報告書作成	○ 成果報告会開催場所、案内先、予定する内容 ○ その他普及方法 ○ 報告書作成部数、配布先		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
非住宅建築物等木材利用促進事業
地域における非住宅木造建築物整備推進
工務店等支援体制の構築

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア ワーキンググループ等の設置・運営	○ ワーキング等の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 工務店等支援体制の実証の取組	○ 実証方法 ○ 具体的スケジュール		
ウ 普及資料等の作成	○ 普及資料・報告書の作成、作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
実施計画策定支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」の実施計画策定のために必要な調査、研修、情報提供、指導・助言等	○ 具体的な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等の方法		
ウ 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及の実施	○ 事業報告書、リーフレットの作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 試作装置の設計・製作・改良	○ 具体的な試作装置の設計・製作・改良の内容 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 実証試験・分析	○ 具体的な実証試験・分析の内容 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成	○ 具体的な事業報告書の作成方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業の事業実施主体が行う取組の指導・助言	○ 具体的な指導・助言等の方法		
ウ 成果の普及啓発等の実施	○ 具体的な成果の普及啓発の方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」リビングラボ事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア リビングラボ体制構築・運用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な実施方法 ○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 具体的な成果の普及方法 		
イ 情報プラットフォーム構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポータルサイトの設置・運営の具体的な方法 ○ 相談窓口の設置・運営の具体的な方法 ○ バイオマスボイラー設備等調査の具体的な方法・スケジュール ○ 先行事例の調査の具体的な方法・スケジュール ○ 燃料サプライチェーン実態調査の具体的な実施方法・スケジュール ○ 木質バイオマス燃料の安定供給システム構築調査の具体的な調査方法・スケジュール ○ ZEB/ZEHにおける木質バイオマスエネルギー利用の可能性調査の具体的な方法・スケジュール 		
ウ 交流プラットフォーム構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な実施方法 		
エ 実践サポートプラットフォーム構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な実施方法 		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 利子助成事務 の実施	○ 具体的な実施方法		
イ 利子助成	○ 具体的な実施方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
 木材製品輸出産地育成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
木材製品輸出産地育成に係る経費 (1) 木材輸出産地の募集・選定 (2) 選定した木材輸出産地への支援 (3) 国内でのセミナー、展示会の開催 (4) 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 ○ 具体的な実施内容 ○ 開催地域、時期、回数、内容等 ○ 成果報告会開催場所、案内先、予定する内容 ○ その他普及方法 ○ 報告書作成部数、配布先 		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
日本式木造建築物等技術者育成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
日本式木造建築物等技術者育成に係る経費 (1) 海外における木造軸組構法技術講習会の開催 (2) 国内における木造技術研修会の開催	○ 具体的な開催時期、開催場所、講習会の内容 ○ 具体的な開催時期、開催場所、講習会の内容		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
 企業連携型木材製品輸出促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
企業連携型木材製品輸出促進に係る経費 (1) 企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定 (2) 選定したモデル・実証的な取組への支援 (3) 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 ○ 具体的な実施内容 ○ 成果報告会開催場所、案内先、予定する内容 ○ その他普及方法 ○ 報告書作成部数、配布先		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策

「クリーンウッド」実施支援事業

合法性確認の能力強化

事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) 合法性確認のための研修の実施	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> 具体的スケジュール		
(2) 関係者との意見交換会	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 協議会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> 具体的スケジュール		
(3) 消費者等への普及啓発	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> 具体的スケジュール		
(4) 事業報告書の作成	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「クリーンウッド」実施支援事業
合法性確認の能力強化
業種・品目別の合法性確認手引き作成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) 業種・品目別の合法性確認手引きの作成	<ul style="list-style-type: none">○ 実施目的○ 手引きの対象品目○ 手引きの作成計画や構成		
(2) 事業報告書の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 主な内容○ 作成部数○ 成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 国産特用林産物の需要拡大・生産性向上

①原木需給関連情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 原木需給関連情報の収集・分析・提供	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

②特用林産物の生産効率化・付加価値向上等課題解決に資する情報提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 関連情報の収集・分析等の企画・運営及び課題解決に資する新商品等開発や販路開拓等の情報収集・提供	○ 具体的な実施内容		
イ 成果の普及	○ 具体的な実施内容 ○ 成果の普及方法		

③需要拡大や生産性向上に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア モデル的取組の募集・選定	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等		
イ 選定したモデル的取組の支援	○ 具体的な実施内容		
ウ 成果内容の公表	○ 具体的な実施内容 ○ 成果の普及方法		

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の輸出促進に向けた情報収集・連携強化

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 国産特用林産物の輸出先国のニーズの把握、衛生及び表示に係る制度等の情報収集、輸出産地づくりに向けた関係者の連携強化等	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

②知的財産に係る課題解決に向けた実証

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア きのこの簡易DNA鑑定技術の社会実装等知的財産に係る課題解決に向けた実証	○ 具体的な実施内容		
イ 報告書の作成	○ 作成部数		

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
経営モデル実証事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容
ア 有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施	
イ 実証事業を行う共同体への助成	
ウ 実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施	

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
国民参加による植樹等の推進対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア サポート体制構築事業の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 地域協議会等の公募・選定○ 地域協議会等への指導・助言		
イ 企業・NPO等の森林づくりに係るネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none">○ 企業・NPO等の森林づくりに係る情報発信○ 地域間の連携に向けた情報共有○ シンポジウム等の開催		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
全国規模の緑化運動の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催

実施項目	事業内容	実施期間	備考
「全国植樹祭」等の事業名を記載	○ 開催の時期 ○ 開催の場所 ○ 具体的な内容 等		

(2) 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施

実施項目	事業内容	実施期間	備考
全国規模の緑化行事の効果的な実施に資する、民間企業、NPO、緑の少年団等との連携促進・活動の活性化に向けた取組	○ 実施の目的 ○ 具体的な内容 等		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
「木づかい運動」の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 優れた地域材製品等の展開を図る取組 ① 優れた地域材製品等の展開 ② 情報発信	○ 実施体制 ○ 具体的方法 ○ 具体的内容 ○ 発信媒体 ○ 具体的方法 ○ 主な内容		
イ 木材利用拡大の機運醸成を促す取組 ① イベントの開催 ② 各種メディアによる広報 ③ デジタル技術を活用した情報発信 ④ 展示の実施	○ 実施体制 ○ 具体的方法 ○ 具体的内容 ○ 発信媒体及び具体的方法 ○ 具体的内容 ○ 発信方法 ○ 具体的内容		
ウ 選択的購入を促進する取組	○ 実施体制 ○ 情報発信の内容及び手法 ○ 手法の展開の方法		
エ 木の良さや木材利用の意義等に関するデータベースの作成と発信	○ 実施体制 ○ データベース化の取組内容 ○ 発信方法		

オ 様々な場面 での木育活動 ① 団体間 連携 ② 木育活 動の実践 ③ 木育の 効果分析	○ 実施体制 ○ 連携予定の団体等 ○ 具体的方法 ○ 活動予定地域 ○ 具体的内容 ○ 効果分析内容 ○ 調査の対象及び内容		
--	---	--	--

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			国庫補 助 金 (A)	補助事 業者負 担 金 (B)	その他 負 担 (C)	
	円	円	円	円		
合 計						

(注) 1. 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

2. 別表1の経費の欄に掲げる事業ごとに記載すること

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号-1 (第11関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、申請する。

記(注2)

- (注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1により二段書き(上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものであること。
- (注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第3号-2 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇^(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記^(注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号-1 (第13関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付金事業が予定の期間内に完了しない理由
- 2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号-2 (第13関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しない理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号-1 (第14関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記(別紙)のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式I-3によること。

別記様式第5号-2 (第14関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号-1 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 林業・木材産業循環成長対策 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)
官署支出官 林野庁長官 殿
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「2 事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 第14第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号-2 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
(注2)

記

区分	総事業費	国庫補助(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-2の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 第14第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号-1 (第16第1項関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- (注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式I-1及び様式I-4によること。
- 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第7号-2 (第16第1項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。)

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び実績
3. 経費の配分及び負担区分
4. 収支精算
5. 事業完了年月日：〇年〇月〇日
6. 添付書類：別添のとおり

- 注1：実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合は、(また、併せて精算額～)を記載すること。
- 注2：本報告書は当該報告に係る交付申請書ごとに作成し、記載する項目については当該交付申請書に準じて作成すること。
- 注3：添付書類は支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。
- 注4：支払経費以外の資料で提出した時点から変更の無い資料は添付を省略することができる。

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び実績

3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要した経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			国庫補 助 金 (A)	補助事 業者負 担 金 (B)	その他 負 担 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

4. 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	備考
国庫補助金 補助事業者負担金 その他負担	円	円	円	
合 計				

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	本年度 精算額	差引 増減額	経費の内訳 (積算基礎)
	円	円	円	
合 計				

別記様式第8号-1 (第16第3項関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※)に係る消費税仕入控除税額集計表」
 - (2) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - (3) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (4) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 - (5) 交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分添付すること。

- ・別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※）に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号-2 (第16第3項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 4 補助金返還相当額 (3-2) 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔

〕

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔

〕

注1: 補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注2：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、5の欄に申告予定時期も記載すること。

注3：当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合の理由の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

財 産 管 理 台 帳

事業主体名：

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業 費	負 担 区 分								
									国 庫 補助金	都道 府県 費	市町 村費					その 他	
								円	円	円	円						
								円	円	円	円						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 26 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 等 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する都道府県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る都道府県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号（第 28 関係）

誓約書

年 月 日

〔補助事業者等〕 殿

〔間接補助事業者等〕

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇〇（間接補助事業者等）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします